

内閣官房国土強靱化推進室 御中

「国土強靱化基本計画（素案）」に関する意見

令和5年6月8日

(公財) 日本生態系協会

会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)

※団体としての意見

東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

「国土強靱化基本計画（素案）」に関する意見を提出させていただきます。御検討等のほどよろしくお願ひいたします。

記

(該当箇所)

69 ページ 4 行目 ※「(11) 環境」の部分

(意見)

「流域治水を進めるに当たって…生態系ネットワークの形成に貢献する。」は、ネイチャーポジティブの実現が求められる中での強靱化のあり方の見本として重要であり、これを積極的に進めていただきたい。

ただし、実施省庁について、「生物多様性国家戦略 2023-2030」※の関連部分で「国土交通省、農林水産省、環境省」とされているように、「国土交通省」を「国土交通省、農林水産省、環境省」とする必要がある。

※「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）抜粋

p.111

2-3-8 自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進 [重点]

流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、以下の取組を推進する。

- ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。
- ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。

【国土交通省、農林水産省、環境省】

p.77

1-2-23 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成 [重点]

湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進する。

【国土交通省、農林水産省、環境省】

(説明)

本案 pp.6-7 で「ネイチャーポジティブ」の考えに基づき「30by30 目標」の実現が求めら

れる状況にあることが示され、次いで pp.18-19 で「グリーンインフラの活用」が示され、そしてそれらを受け pp.68-69 で「流域治水を進めるに当たって、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、関係機関と連携のもと災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する」とされています。是非、これを堅持していただきたい。ネイチャーポジティブの実現が求められる中での強靱化のあり方の見本として、官民の適切な役割分担・協働の下、積極的に進めていただきたい。

ただし、この部分について、本案では、実施省庁が「国土交通省」のみとなっています。流域という広域の生態系ネットワークの形成には、河川を通じた水系の縦軸のネットワークの保全・回復に加え、河川から農業水路、水田等の水系の横軸のネットワークの保全・回復等が必要です。すなわち、農林水産省、そして生物多様性の保全に関することを全般的に所管している環境省の特にこの 3 省の密接な連携が必要です。また、既に各地で連携が始まっています。

例えば本年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、今回の国土強靱化基本計画（素案）の上記部分に関連する部分で、案の段階で実施省庁が「国土交通省」のみとされていましたが、農林水産省、環境省を含めた 3 省の連携が必要である等のことから、実施省庁が「国土交通省、農林水産省、環境省」とされました。

実施省庁を「国土交通省」から「国土交通省、農林水産省、環境省」とする必要性がありません。